安全衛生委員会

## $\sim$ 令和3年5月7日から令和3年5月31日迄:カテゴリーB(特別警戒)の期間とする $\sim$

カテゴリー	定義	教育 (講義・演習、実験、実習)	研究 (研究所、研究センター)	課外活動 (クラブ、教育プログラム)	キャンパス機能の利用 各教育支援センター 学食・サービスセンター等	会議・委員会	教職員執務 (TA/SA/学生スタッフ準拠)	学生のキャンパス立入 及び 行動 (帰省を含む)	学外者の キャンパス立入
A(警戒)	令和3年から新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が開始され、その対策の効果が全国的に確認できるまでの間、及び当該感染症が全国的に終息するまでの間 ※本委員会は、3月7日までの政府見解を踏まえて、以降の本活動制限指針における制限対象となる都道所県を定める。なお、全国の感染状況を判断して対象となる都道府県を変更する場合がある。		<ul> <li>○RA活動はその必要性と重要性が事前協議(※2)で確認できた場合は、届出をもって可能とする。</li> <li>●事前の出張申請・許可のもとで県をまたぐ研究活動は、教員のみが活動できる。</li> <li>●本委員会が指定する都道府県への出張は原則禁止する。</li> <li>●本委員会が指定する都道府県への出張は原則禁止する。</li> <li>但し、その必要性と重要性が事前協議(※2)で確認できた場合は、出張できるものとする。東京、愛知、京都、大阪等の大都市圏を中継地とする際は、十分な注意を必要とする。なお、本委員会が指定する都道府県へ出張した教員は、1週間の在宅勤務とする。</li> <li>但し、感染者が出た場合は、その都度、安全衛生委員長が感染状況を所属長並びに主要関係者と確認して、研究活動制限等の措置を行い、適切な対策を講じる。</li> </ul>	土曜:13時まで可能とする 日祝:原則、活動不可 ●4/12~5/31までの期間 平日:20時まで可能とする 但し、課外活動指導者が立ち会って実施する 場合は21時まで可能とする。 土曜:17時まで可能とする 日祝:原則、活動不可 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	●感染対策と状況に応じて、一定の利用制限を 設ける場合がある。 (各ホームページを参照のこと) ・ライブラリーセンター ・数理工教育研究センター・・夢考房 ・スポーツ考房・チャレンジラボ ・自己開発センター・留学支援課 ・基礎英語教育センター ・学生ステーション・パソコンセンター ・情報処理サービスセンター ・各種事務サービス窓口 など ●自習室の利用については、 3/1~4/11 平日:8時から19時 (土曜日は使用不可) 4/12~5/31 平日:8時から20時 (土曜日は17時まで) ●学食・売店等の営業時間 ◇1F学食 ラテラ 10時~14時〔3月1日~3月31日〕 8 時~19時〔4月12日~5月31日〕 (土曜、13時) ◇2F学食 イルソーレ 閉 店 [3月1日~3月31日〕 10時~15時〔4月1日~5月31日〕 (土曜、13時) ◇コンビニアクア 8 時半~17時〔3月1日~4月11日〕 ※3月14日~25日は改装の為閉店 8 時半~19時〔4月12日~5月31日〕 (土曜、14時) ◇ヤンかほ学食 エナジー 11時~15時〔4月1日~5月31日〕 (土曜、14時) ◇ヤンかは学食 エナジー 11時~15時〔4月1日~5月31日〕 (土曜、13時) ◇ブックセンター 8時半~17時〔4月12日~5月31日〕 (土曜、13時) ◇ブックセンター 9 時~17時〔4月1日~5月31日〕 ・ブックセンター 9 時~17時〔4月1日~5月31日〕 ・ブックセンター 9 時~17時〔4月1日~5月31日〕 ・サービスセンター 9 時~17時〔4月1日~5月31日〕 ・サービスセンター 9 時~17時 〔4月1日~5月31日〕 ・サービスセンター 9 時~17時 〔4月1日~5月31日〕 ・サービスセンター 9 時~17時半〔4月1日~5月31日〕 ・学外者の利用は禁止	密集、密接、密閉の3密対策に加え、感染防止対策を講じた上で、対面する会議や委員会等は実施できるものとする。但し、可能な限りオンラインでの活動を推奨する。	全力テゴリー (A,B,C,D) において勤務形態は 所属長と安全衛生委員長(法人本部長)が協議して決める。教職員は、本活動制限指針を遵守する。 ● 極楽症への対応を徹底するため、感染が疑われる場合は、所属長に速やかに申し出ると共に、人事課に連やすりかに申し出ると共に、人事課に連わずりがのでは、所属長に速やかに申し出ると共に、人事課に連わずりがのでは、所見がある。 ● 利型コロナウイルス感染症への対応と勤務の在り方を遵守する。 ● 4/11までTA/SA/学生スタッフ活動は、原則、禁止とする。 但し、その必要性と重要性が事前協議(※2)で確認できた場合は可能とする。 ● 本委員会が指定する都道府県へ出張を原則禁止する。但し、その必要性と重要性が事前協議(※2)で確認できた場合は出張できるものとする。 ● 本委員会が指定する都道府県へ出張・移動等した教職員、又は、指定する都道府県からの来訪者(友人・家族等)と接触した教職員において、教員は1週間の在を勤務、、職員は所属長と法人本部長が執り決めた感染助止対策を講じた勤務体制での執務を行う。但し、指定する都道府県からの来訪者との接触から1週間を経過し、健康が維持されている場合を除く。 なお、入学試験実施等の特定公務は別に定める。	●密集、密接、密閉の3密対策に加え、感染防止対策を講じた上で、対面授業、課外活動及びキャンパス機能がルールに基づき利用できる。  ●本委員会が指定する都道府県へ移動等した学生(通学を除く)又は、本委員会が指定する都道府県からの来訪者(友人・家族等)と接触した学生においては1週間のキャンパス立入を禁止するが、授業・修学等、不利益にならないよう配慮する。但し、本委員会が指定する都道府県からの来訪者との接触から1週間を経過し、健康が維持されている場合を除く。  *当該期間に行われる卒業式、入学式、オリエンテーション等については別途取り扱う。 キは、別途取り扱う。 生は、別途取り扱う。 但し、感染者が出た場合は、その都度、安全衛生委員長が感染状況を所属長並びに主要関係者と確認し、適切な対策を講じる。	●事前連絡と健康状態等チェックし、感染防止対策を講じた上で、立入を可能とする。なお対応者は、面会者・日時・場所などの面会記録を残すものとする。  ●本委員会が指定する都道府県からの来客は原則禁止とする。 但し、その必要性と重要性に応じて事前協議(※2)により認めるものとする。  ●密集、密接、密閉の3密対策に加え、感染防止対策を講じた対応に加え、教員においては1号館1.115室Guest Roomを利用できる。
B(特別警戒)	石川県が独自に緊急事態宣言等を発出した場合	但し、感染者が出た場合は、その都度、安全 衛生委員長が感染状況を所属長並びに主要関係 者と確認して、教育活動の継続のため適切な措 置を講じる。	●学内の研究活動のみが許可 ●外部からの研究者受入や来所は原則禁止		但し、感染者が出た場合は、その都度、安全 衛生委員長が感染状況を所属長並びに主要関係 者と確認して、利用内容を変更する。	● 基本的にはオンライン 会議で実施する。			● 学園機能維持のためライフライン関連及び メンテナンス、納品等を除き、キャンパス への立入を原則禁止する。
C(高度警戒)	石川県・首都圏を含む多くの自治体で 緊急事態宣言等が発出されている場合	●緊急事態宣言あるいは自治体独自の緊急事態宣言等が解除される迄は、全ての授業科目 は遠隔授業として実施する。	●研究所内での外部研究者との活動及びRA活動 は不可とし、在宅勤務での活動は可能とす る。 ●全ての出張を禁止する。		<ul><li>     対面での活動を禁止する。</li></ul>	●基本的にはオンライン会議で実施する。	●交代制勤務もしくは在宅勤務にて連用する。	●緊急的に必要な場合に限り、許可制のもと立 入を可能とする。	<ul><li> ◆ 学園機能維持のためライフライン関連及び メンテナンス、納品等を除き、キャンパス への立入を禁止する。</li></ul>
D(緊急事態)	再度、全国に緊急事態宣言が発出された 場合	<ul><li></li></ul>	●研究所内での活動は基本不可、最低限必要な 生物、薬品、施設設備等の維持・管理につい ては研究者が実施(※1)できる。		●オンライン利用のみとする。	●オンライン会議のみ可能とする。	●学園機能維持のために、必要最小限の機能以 外は、基本的に在宅勤務にて連用する。	●全キャンパスの立入を禁止する。	● 学園機能維持のうちライフライン関連以外の 立入を禁止する。

- ※1「研究に使用する生物」「液体窒素・液体へリウムの補充」「毒劇物等の研究に使用する薬品の管理」「研究に必要な基幹インフラ」の稼働・維持管理、各種安全対策、法令等の義務の遵守に必要な場合
- ※2 事前協議とは、所属長(学長、校長、ICC所長、法人本部長)のそれぞれが、各関係者と申請内容の確認と協議を行うことをいう。
- 注記1.扇が丘診療所、扇が丘保育園等に所属する職員は別途取り扱うものとし、本活動指針の適用を受けないものとする。
- 注記2.学生の就職活動(インターンシップを含む)、特別な取り扱いを必要とする課外活動、免許制に伴う正課活動などは、関係者間で要相談のもと活動の可否を決めるものとする。
- 注記3. 学生の宿泊を伴う活動、深夜(21時から翌日5時まで)に亘る活動、多数者との飲食等を伴う課外活動は、関係者間で要相談のもと活動の可否を決めるものとするが原則禁止とする。
- 注記4. 国外(外務省が渡航を許可している国)の出張等を行った場合は、在宅勤務を2週間行った後、キャンパスでの勤務を可能とする。
- 注記5. 学内から感染者が発生した場合は、県の衛生主管部局の指示のもと、感染経路を含めた調査協力ならびに対応カテゴリーを定める。
- 注記 6. 令和 3 (2021)年度においては、原則キャンパス内の教室等の貸出は行わない。